

鳥取県告示第 747 号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市和田町字浜田灘東 1 の 1・3 の 4・3 の 11・3 の 12・字上灘屋敷東 3610 の 9 から 3610 の 11 まで・字二割屋敷東 3688 の 13 から 3688 の 15 まで（以上 10 筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）